

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条 1 項の規定に基づき、公表します。

氷見市長 菊 地 正 寛

市町村名 (市町村コード)	氷見市 (162051)
地域名 (地域内農業集落名)	仏生寺地区 (大覚口集落、惣領集落、脇之谷内集落、細越集落、大窪集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状と課題

惣領、大覚口、脇之谷内については、それぞれ中心経営体（1 経営体）が今後も耕作を担うが、個人耕作主体の鞍骨集落や吉池、細越等の山間部集落については、後継者未定農地を担う耕作者を今後確保することが課題である。中心経営体のいない集落では今後の農地の維持も難しい状況である。 また、産地交付金によりハトムギ栽培している圃場について、5 年水はりルールによる圃場への影響が大変懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

鞍骨集落や山間部集落の現耕作者について、今後、担い手へ育成することを図るとともに、入作を希望する地域外の認定農業者の受入れを促進することにより対応していく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2 6 7 h a
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2 3 0 h a
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	h a

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集団化の方針
認定農業者へ優先的に農地を集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を推進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
条件不利な圃場など基盤整備を必要とする圃場がある。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の担い手の経営体制が維持できるよう地域内での後継者の育成に取り組むとともに、地域外からの認定農業者の参入を促進する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内の作業の効率化・省力化を進めるためにドローンなどによる防除作業をはじめ農作業委託の活用を図っていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。）

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	○ ⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、引き続き農地の保全管理に取り組む。				